

令和 6 年度国庫補助制度に係る
計画変更について（報告）

令和 7 年 3 月 2 7 日

飯能市地域公共交通対策協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

修正前

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能 駅東口	下川崎セ ンター	東飯能 駅東口	往18.4km 循環	141日	282回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能 駅東口	精明地区 行政セン ター	東飯能 駅東口	往11.2km 循環	141日	282回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能 駅東口	元加治駅	東飯能 駅東口	往16.2km 循環	141日	564回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	国際興業(株)	(4) 飯能駅系統(飯04)	飯能駅	新寺	中沢	往15.1km 復15.1km	365日	670.5回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(5) 原市場地区行政セン ター系統(原市場01)	原市場地 区行政セ ンター	新寺	中沢	往11.1km 復11.1km	142日	426回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(6) 新寺系統(原市場02)	新寺	堂西	中沢	往7.3km 復7.3km	365日	1,341回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
飯能市 青梅市	国際興業(株)	(7) 小学校系統(南高麗01)	東飯能 駅(駅前 広場)	南高麗小 学校	間野黒 指	往11.1km 復11.1km	244日	854回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅(駅前広場)で接続 する。	—
飯能市	国際興業(株)	(8) 南高麗地区行政セン ター系統(南高麗02)	東飯能 駅(駅前 広場)	南高麗地 区行政セ ンター	間野黒 指	往11.0km 復11.0km	142日	284回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅(駅前広場)で接続 する。	—

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

修正後

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯能市	西武ハイヤー(株)	(1) 精明東系統	東飯能 駅東口	下川崎セ ンター	東飯能 駅東口	往18.4km 循環	141日	282回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(2) 精明西系統	東飯能 駅東口	精明地区 行政セン ター	東飯能 駅東口	往11.2km 循環	141日	282回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	西武ハイヤー(株)	(3) 加治系統	東飯能 駅東口	元加治駅	東飯能 駅東口	往16.2km 循環	141日	564回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅で接続する。	③
	国際興業(株)	(4) 飯能駅系統(飯04)	飯能駅	新寺	中沢	往15.1km 復15.1km	365日	666回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(5) 原市場地区行政セン ター系統(原市場01)	原市場地 区行政セ ンター	新寺	中沢	往11.1km 復11.1km	140日	420回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
	国際興業(株)	(6) 新寺系統(原市場02)	新寺	堂西	中沢	往7.3km 復7.3km	365日	1,335回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 新寺で接続する。	—
飯能市 青梅市	国際興業(株)	(7) 小学校系統(南高麗01)	東飯能 駅(駅前 広場)	南高麗小 学校	間野黒 指	往11.1km 復11.1km	244日	854回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅(駅前広場)で接続 する。	—
飯能市	国際興業(株)	(8) 南高麗地区行政セン ター系統(南高麗02)	東飯能 駅(駅前 広場)	南高麗地 区行政セ ンター	間野黒 指	往11.0km 復11.0km	142日	284回		○	路線定期運行	—	補助対象地域間幹線系統 の国際興業バス名郷線と 東飯能駅(駅前広場)で接続 する。	—

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。